

特定少年に対する量刑判断

- 【文献種別】 判決／福岡高等裁判所
【裁判年月日】 令和6年3月6日
【事件番号】 令和5年（う）第258号
【事件名】 殺人被告事件
【裁判結果】 控訴棄却
【参照法令】 刑法199条、少年法52条・67条4項
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25598415

一橋大学教授 本庄 武

事実の概要

1 被告人は当時19歳の特定少年であったが、小学校低学年の頃から、実父Bから学校の成績について叱られたり、自宅から外に放り出されたりするなどの心理的、身体的な虐待を受け続けていたところ、中学校になった後は、いつかBに仕返しをしてやろうという思いを心の支えとして生きていくようになり、高校生になると、いつかBを殺してやろうとの思いを抱くに至った。

2 被告人は、犯行の前年春にa大学に進学し、アパートで一人暮らしを始めたが、Bに対する殺意が消えることはなく、Bを殺害しなければ、これまで生きてきた意味がなくなってしまうと考えていた。そして、同年10月頃には、大学の勉強がおろそかになってきたことから、あえて成績を上げずにBから叱責される機会を作り、それを利用して殺害を実行しようと考えようになった。被告人は、翌年3月5日、被告人のアパートを訪ねてきたBから、大学の成績に関し強く叱責されたため、これを契機としてBの殺害を決意した。

3 被告人は、同月9日、事前に購入したダガーナイフを隠し持って実家に赴き、Bの前で正座をして2時間近くの説教を受けた後、Bに対し、殺意をもって、同ナイフで、その胸部や左頸部等を複数回突き刺し、その場で失血死させて殺害し、また、実母Cが被告人とBの間に立ちふさがって、被告人を止めようとしたことから、Bの殺害を邪魔するCを排除しようと考え、殺意をもって、同ナイフで、その左側胸部、背部等を複数回突き刺すなどし、その場で失血死させて殺害した。

4 被告人は、家庭裁判所での逆送決定を経て、本件で起訴された。

5 第一審（佐賀地判令5・9・15裁判所ウェブサイト）は、処遇選択において、情状鑑定によると、被告人は、幼少期よりBによる身体的、心理的虐待、教育虐待とそれらによる精神的支配の下で育ち、そのことが被告人の人格形成に深刻な影響を及ぼしており、被告人の更生を図るためには、治療的な人間関係ができる処遇環境の下で、健康な自己・自己感の再形成を図ることが必要であるが、そのような取組みには相当長期間を要する、というのであるから、少年院の収容期間では被告人の更生を図るために不十分であるし、ほぼ無抵抗の2名の被害者を一方的にナイフで刺殺した本件について、被告人を保護処分にする許容性があるとはいえ、保護処分の相当性は認められないとして、家庭裁判所への移送の主張を退けた。

次いで、犯情に関して、①犯行態様は、人の生命を奪う危険性が大変高いものであり、Bの殺害行為については計画性も認められる、②家庭内の事件であるとはいえ、犯行結果も極めて重大である、③幼少期から、Bから心理的、身体的な虐待を受けるなどしたことが、B殺害の決意に大きく影響しており、Bが被告人に対して厳しく接してきたのは、被告人への期待や愛情による部分もあったはずで、そのようなBの気持ちが被告人に伝わっていなかったことは残念であるが、Bによる虐待行為がなければ、被告人が本件犯行に及ぶことはなかったといえるし、Bを殺害しようとするまで被告人が追い詰められたことについては同情すべき部分がある一方、大学の成績について

Bから叱責を受ける機会を作るなど、被告人が直接のきっかけを作って犯行を誘発した側面があることは否めず、またそれまで味方になってくれていたはずのCを殺害した動機や経緯を、身勝手に自己中心的である、と評価した。その上で、同種事案の量刑傾向（親ないしその他の親族に対し、凶器を用いて単独で敢行された殺人2件ないし4件の事案で、量刑上考慮すべき前科のないものを中心に量刑傾向を参照した。）に照らして検討すると、本件は、同種事案の中でも重い部類に属する事案であるとし、犯情以外の点について、④遺族が被告人の早期の社会復帰を望む旨の嘆願書を提出したり、寛大な処分を望む旨を証言したりしたこと、⑤被告人が特定少年であり、これまでに非行歴がないこと、⑥被告人なりに自分のしたことに向き合い、つぐないをしたいという気持ちがあることを考慮し、懲役24年に処した（求刑・懲役28年）。

6 被告人は控訴を申し立て、量刑不当を主張した。

判決の要旨

控訴棄却。原判決の量刑判断は重すぎて不当であるとはいえない。

所論は、原判決は、被告人が幼少期からBによる苛烈な身体的虐待、心理的虐待及び教育虐待を受けていた事実を軽視しているとするが、原判決は犯行動機に関し、被告人が、Bから、心理的、身体的な虐待を受けるなどしたことが大きく影響している旨判示しており、かかる点を軽視しているとはいえない。

所論は、被告人は現在20歳に達しているため少年法55条に基づく移送を受けて少年院送致処分を受けることができなくなっており、また、令和4年4月に施行された改正少年法により、不定期刑の対象ともならないが、本件犯行が実際より1年早く行われていれば、被告人に科される刑は、最長でも15年以下の不定期刑となっていたことについて、相応の考慮が必要であるとするが、被告人が犯行に及んだのは、改正少年法が施行された後であるから、改正法に基づいて処遇されるべきであることは論を待たない。

当審における事実取調べの結果によれば、原判決後、被告人は反省を深めるとともに、妹が早期に遺産を受け取れるよう遺産全部を妹に相続させ

る旨の遺産分割協議を成立させているが、これらの事情を考慮しても、原判決の量刑を変更すべきものとは認められない¹⁾。

判例の解説

一 本件は、長年にわたり父親から教育虐待を受け続け、いつか父親を殺害してやろうと決意していた被告人が、成績の下落について激しい叱責を受けたことを契機として父親を殺害し、止めに入った母親をも殺害してしまったという痛ましい事件である。同時に、18歳以上を特定少年とし、少年法67条4項により、特定少年について、少年に対する有期刑は長期15年以下の不定期刑とするとした同法52条の適用を除外した2021年改正少年法施行後に、不定期刑の上限を大きく超える刑を言い渡した事件でもある。

二 教育虐待とは、児童虐待防止法2条が定める、身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待の虐待4類型には含まれておらず、学術的にも未だ定義が定まった概念ではない²⁾。現象的には、①勉強を強制するために親が子どもに殴る蹴るといった暴力を振るう場合、②親が子どもを学校に行かせない場合、③成績が悪いことを理由に子どもを罵倒し続けたり、毎日深夜まで勉強を強いたりして、精神的に追い詰める場合があるとされ、それぞれ①が身体的虐待、②がネグレクト、③が心理的虐待に該当するとされれば、現行法上も児童虐待となる³⁾。しかしながら、虐待を行いやすい親が、典型的に倫理観の乏しさ、社会的孤立、経済的困窮などの問題を抱えている一方で、教育虐待を行う親は周囲から見ると教育熱心、経済的余裕、身内が協力的などの特徴を有していることがあるために、虐待が発覚しづらいとされる⁴⁾。

三 本判決は、原判決が教育虐待を軽視しているとはいえない、とする。しかしながら、原判決は、情状鑑定に言及する際は教育虐待という用語を用いているが、量刑の理由においては、実父から心理的、身体的な虐待を受けることなどしたことが殺害決意に大きく影響した、と評価しており、教育虐待には言及していない。教育虐待の場合、身体的な外傷ないしそれが生じるおそれ（児童虐待

防止法2条1号参照)はそれほどでもなく、暴言、拒絶的な対応(同法2条4号の例示参照)もさほどではなくても、子どもに著しい心理的外傷が生じることがあり得るが、原判決は本件を典型的な児童虐待の枠組みで把握しようとした結果、教育虐待の特性を適切に評価しなかった疑いがある。実際、原判決は、Bには「被告人への期待や愛情による部分もあったはずで、そのようなBの気持ちが被告人に伝わっていなかったことは残念ではある」とも述べており、本件を教育虐待ではなく、熱心な教育に心理的、身体的虐待が伴ってしまった不幸な事案として理解しているように見える。そして原判決は、大学で悪い成績を取るなどしてBから叱責を受ける機会を作り、犯行を誘発した側面があること、Cが制止するのは当然予測できたはずなのに巻き添えにしてしまったことを「身勝手に自己中心的」と評価している。しかしそれほどまでに強い殺意をBに対して抱いてしまったことに教育虐待が影響していないとはいえないはずにもかかわらず、その点の評価はない。この点の原判決及び本判決の評価の適切さには疑問がある。

四 本件での懲役24年という量刑判断は、2件の殺人事件について、それぞれ有期懲役刑が選択された後に併合罪加重がなされた結果として導かれる処断刑である懲役5年以上30年以下の範囲内で、量刑傾向を参照して行われたものである(刑法45条前段、47条、14条1項)。

適用法令について、本件は2021年改正少年法施行後の事件であるから、改正法に基づいて処遇されるべき、との本判決の判示には異論の余地がない。しかしそのことと、特定少年に対して20歳以上に対する場合と同じように量刑してよいかということは、まったく別の問題である。

2021年改正で特定少年に不定期刑が適用されなくなったのは、年齢のみを理由に一律に寛大な取扱いをすることが、責任ある主体としての立場や、刑事司法に対する国民の理解・信頼の確保の観点から、適当でないためだとされる⁵⁾。

ところがこの改正は、犯行時18歳未満、判決言渡し時特定少年(以下、このカテゴリーの少年)の事件で、無期刑で処断すべき場合は、少年法51条2項が適用され、無期刑を緩和するのであれば10年以上20年以下の有期刑になるのに対

し、有期刑で処断すべき場合は、不定期刑が適用されない結果、刑法の規定に従って最高30年の刑が科せる、という科刑の逆転現象を招くことになった。この明らかに不合理な事態を解消するには、有期刑に科刑制限が加わると解するしかない。問題は有期刑で処断すべき場合、科刑の上限が20年となるか15年となるかである。

特定少年という、18歳未満の少年よりも強い責任非難を向け得るカテゴリーができた以上、科刑の逆転現象を避けられればよく、むしろ、20歳以上に対する有期刑の上限である30年と18歳未満に対する有期刑(不定期刑の長期)の上限である15年のギャップを埋めることが重要だとすれば、このカテゴリーの少年への有期刑の上限は20年にすべきことになる。しかし、無期緩和刑は、少年にとっての本来的な有期刑ではなく、無期刑で処断すべき重大事件の場合に特別に認められた例外的な選択肢である。少年に対する本来的な有期刑は、少年の未成熟さゆえに低減する責任非難に対応した刑期(長期15年以下)の範囲で、かつ可塑性に配慮し、改善更生の進捗に応じて柔軟に刑期を設定できる不定期刑である⁶⁾。無期緩和刑は、このカテゴリーの少年に対する有期刑の科刑基準としては相応しくない。

元々、少年法52条には、少年の可塑性に鑑みて柔軟な刑の運用を可能にすべく刑期を不定期化するという側面と、未成熟さゆえに責任非難が低減することに鑑みて、刑の上限を受刑後の社会復帰に致命的な打撃を与えない程度に抑制するという側面があった。今回の改正法が、特定少年は民法上成年なのであるから、刑がいつ終わるか分からない不安定な地位に置くことは回避すべきという理由から、刑期の不定期化を適用しない、としたことは、あり得る立法政策であると思われる。しかしだからといって、「責任ある主体」になったとしても、依然として少年法の適用対象である特定少年に有期刑を科す場合に、責任非難の低減やその反面としての受刑後の社会復帰への致命的な打撃の回避という観点まで放棄することにはならないように思われる。立案担当者は、一律の寛大な取扱いは国民の理解・信頼を得られないと解説するが、その発想は、特定少年がなお少年法の適用対象であることと整合しない。

可塑性は加齢とともに失われていくため、少年と成人との間に青年という中間層を設けるという

発想は、立法政策としてはあり得なくはない。しかし、それは中間層が少年ではない、とされた場合のことである。このカテゴリーの少年も「健全育成」の対象である少年である以上、有期刑で処断すべき場合の刑の上限は15年であるべきである。

他方で、本件のように、犯行時及び判決言渡し時特定少年の場合は、少年法51条の無期緩和刑の適用がないため、科刑の逆転現象という問題がなく、有期刑は20歳以上と同じく、30年以下の範囲で科せばよいようにも思える。

しかし、同じ特定少年であるにもかかわらず、犯行時年齢が18歳未満か否かにより、有期刑の刑期の上限が15年と30年として、極端に異なることになるのは不自然である。のみならず犯行時特定少年も少年としての特性を有し、少年法の適用対象下にあることは、犯行時18歳未満の場合と変わらない。犯行時年齢を問わず、判決言渡し時特定少年に対して、15年を超える有期刑は科すべきでないと思われる⁷⁾。

原判決及び本判決は、以上についてまったく検討していない。法令適用のあり方として再考を要する。

五 原判決は、同種事案の量刑傾向として、単独で凶器を用いて親族を複数人殺害した事件で前科のない事案を中心に量刑傾向を参照した結果、本件は重い部類に属する、としている。複数の親族殺の事案が限られていることもあり、原判決が参照した量刑傾向は、明言はないものの成人被告人に対するものと思われる。

しかし、少年に対する量刑判断が、少年の非難可能性が典型的に低減していることを前提とした少年法独自の規律に従って行われている以上、成人の量刑傾向をそのまま参照することには疑問がある⁸⁾。裁判例にも、少年事件について少年が犯した同種事案の量刑傾向を参照するものや（福岡地判令4・7・25判時2578号133頁）、量刑傾向自体は成人事件を含む同種事案のものを参照しつつ、少年事件の量刑資料も参照し、少年法を精神をも踏まえた上で判断するものがある（大津地判令3・2・18LEX/DB25569213、大津地判令3・3・16LEX/DB25569501。裁判体は異なるが同一事件に関するもの）。これに対し、犯行当時少年であるとの事実は、強盗致傷罪という構成要件の固有の内

容とは関連性がなく、違法性や有責性に類型的な差異を生じさせる事実には当たらない、とする裁判例もあるが（東京高判令1・12・10高裁刑速（令1）347頁）、これは強盗致傷罪の社会的類型が主に犯行態様等に着眼していることによるもので、他の犯罪類型には及ばないだけでなく、この論理では心神耗弱であることも考慮できなくなり、適切とは思われない。本件では、少年被告人の同種事案として条件を設定すると、量刑傾向を把握するに足りる裁判例が抽出できなかった可能性もあるが、その場合でも把握した量刑傾向を適切に修正した上で用いる必要があるところ、原判決は、一般情状として特定少年であることに言及するにとどまっており、量刑判断において特定少年であることをどのように考慮したのかが明らかではない。

不適切な量刑資料を用いたため、量刑傾向の把握を誤り、量刑事情の認定・評価が甚だ不十分、不相当なものになった場合、量刑不当として破棄事由になるとされており（東京高判平31・4・19判タ1473号73頁）、この点でも、原判決の当否を検討していない本判決には問題があると思われる。

●注

- 1) 本文で検討する以外に、本判決は、被告人は自らの判断でB殺害を翻意するのは不可能であったのであるから、非難の対象となる計画があったとするのは安易すぎるとの弁護人の主張につき、計画性があったことは明らかである、とし、親族らが寛大な処罰を望んでいることは量刑を大きく左右する事情として重視すべきとの弁護人の主張について、遺族らの処罰感情を過度に重視することは相当でない、として、それぞれ退けている。
- 2) 大西将史＝大西薫「エデュケーション・マルトリートメントに関する研究の概観」福井大学教育実践研究46号（2021年）85頁。
- 3) 石井光太『教育虐待』（早川書房、2023年）20頁。
- 4) 古荘純一＝磯崎祐介『教育虐待・教育ネグレクト』（光文社、2015年）102頁。
- 5) 玉本将之＝北原直樹『少年法等の一部を改正する法律』について」曹時74巻1号（2022年）55頁。
- 6) 本庄武『少年に対する刑事処分』（現代人文社、2014年）253頁及び283頁。
- 7) 本庄武「特定少年の刑事事件に関する特則」法時94巻2号（2022年）62頁。
- 8) 和田真＝延廣丈嗣「少年の裁判員事件における審理等のあり方」判タ1410号（2015年）16頁も、「当然ながら、成人事件における一般的な量刑傾向はそのままでは用いることができない。」とする。